

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第2項の規定により、町方町・通横町第一地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第2項の規定により公告する。

平成30年3月20日

静岡県知事 川勝平太

1 組合の名称

町方町・通横町第一地区市街地再開発組合

2 施行地区に含まれる地域の名称

沼津市町方町39-1番、39-2番、40番、41番、43番、44番、45番、46-1番、46-2番、47番、48番、49番、50-1番、50-2番、50-3番、50-4番、50-5番、50-6番、51番、52番、53-1番、53-2番、54番、55番、56番、57番、58番、59番、60-1番の一部、61番、62番、63番、64番、65番、66番、67番、68番、69番、70番、71番、72番、73番、74番、75番、76番、77番、78番、79番、80番、81番、82番、83番、84-1番、84-2番、85番、86番、87番、88番、89番、90番、91番、92番、93番、94番、95番、96番、97番、102番、103番、104番、105番、106番、107番、108番、109番、110番、111番、112番、115番の一部、116番、118番、119番の一部、120番の一部、121番、122番、123番の一部、125番の一部

沼津市通横町12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、30番の一部、31番、32番の一部

沼津市大門町49番、50番の一部、54番の一部

沼津市八幡町159番、160番の一部、161番の一部、163番の一部

無番地 市道3757号線の一部、市道0238号線の一部

3 事務所の所在地

沼津市町方町106番

4 設立認可の年月日

平成30年3月12日

5 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

6 公告の方法

組合の公告は、事務所掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは、官報等に掲載して行う。

7 事業施行予定期間

事業計画認可公告の日から平成33年度までとする。